

# 一般社団法人日本応用老年学会 会員規則

## (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本応用老年学会（以下「この法人」という。）定款第3章の規定に基づき、会員がこの法人に納付する会費の額及び納入方法について定めるほか、会員の入会及び退会等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (年会費)

第2条 この法人の個人会員、団体会員、学生会員、及び賛助会員は、次に定める年会費を納入しなければならない。

- (1) 個人会員 7,000円
- (2) 団体会員 一口10,000円（一口以上）
- (3) 賛助会員 一口50,000円（一口以上）

2 前項に関わらず、この法人の理事は、次に定める年会費を納入しなければならない。

- (1) 個人会員 10,000円
- (2) 団体会員 団体会員会費10,000円×五口以上、及び

賛助会員会費50,000円×一口以上、計100,000円以上

3 名誉会員は、年会費の負担を要しない。

## (会員の権利)

第3条 個人会員は、定款第4条で定めた事業に参加し、または各種サービスの提供を受ける権利を有する。なお、事業によっては参加費等の実費を課することがある。

2 個人会員は、自らの研究や活動の報告などを、本学会が催す大会、機関誌などにおいて発表することができる。発表の方法に関する規定は別途定める。

3 団体会員は、納入する会費一口につき一名まで当該団体に所属する者を名簿登録することができる。名簿登録された者は、前二項の会員サービス等を受ける権利を有するものとする。なお、名簿登録された者が、異動、離職、定年退職等に変更となる場合には、都度変更登録を行わなければならない。

4 賛助会員は、会費一口につき3名まで無料で大会に参加する権利を有するものとする。

## (納入方法及び納期)

第4条 入会が認められた個人会員、団体会員、及び賛助会員は、すみやかに年会費を納入しなければならない。

2 年度途中の入会であっても、月割計算等は行わない。

(会費の免除)

第5条 会員は、理事会において会費を免除すべき相当の事由があると認められたときには、会費の免除扱いを受けることができる。なお、会費の免除は、2年を超えないものとする。

2 前項に基づき会費免除の取扱いを受けようとするものは、所定の様式にてこの法人に申請するものとする。

(入会の手続き)

第6条 この法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書に必要事項を記入のうえこの法人に提出するものとする。

(退会の手続き)

第7条 会員は定款第8条の規定に基づき、任意に退会することができる。

2 いかなる場合でも既納の会費は返還しない。また、未納の会費については、引き続き納入の義務を負うものとする。

(改正)

第8条 この規則を改正しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

附 則

1 この規則は、この法人の成立の日から施行する。

(改訂履歴)

・2018年10月21日社員総会 学生会員および準会員の廃止